

## 矢板肇家文書

神奈川県逗子市にお住まいの矢板肇氏より四八九一点の文書が栃木県立文書館に寄託されています。矢板氏の御厚意に感謝の意を表し、この文書について紹介いたします。

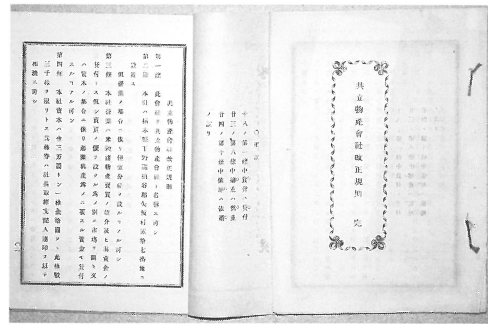
古くから不毛の地とされてきた那須野が原は、数知れぬ人々のたゆまぬ努力によって今日の繁栄の姿を見せていますが、開拓の先駆者たちの中でも那須疏水の完成という大きな役割を果たした人物として印南丈作と共に矢板武が知られています。

矢板武は嘉永二年（一八四九）塩谷郡矢板村（現矢板市）に、村の有力者であつた坂巻五右衛門の子として生まれました。当時の坂巻家の文書として、村内外からの拝借金証文、質物奉公人送り状等が数多く残されています。

明治三年（一八七〇）三月の「矢板村名主判取武兵衛」等と記名された人別宗門改帳等の文書も見られ、矢板武は若い頃より村役人等を務めていたことが窺えます。

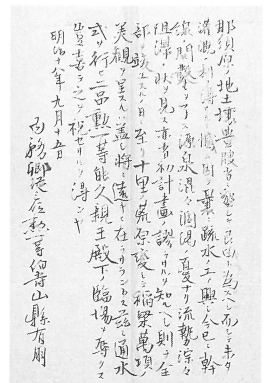
なお、明治二年（一八六九）二月付の「郷兵性名記」には「伍長坂巻武兵衛」と署名があり、「矢板武兵衛」という姓名が現れるのは同じく明治二年の十二月、「矢板武」という名が現れるのは明治四年（一八七二）十二月の借金証文からで、坂巻から矢板への改姓及び武兵衛から武への改名はこの頃に行われたと推定されます。

矢板武は地元農産品等の売買と金融を目的として、明治十三年（一八八〇）、矢板村を中心に「共立物産会社」の設立を県に対して願ひ出、認可を受けました。この会社は三年程で解散したようですが、株主名簿や会計上の帳簿類などその時の関係文書が残っていて、後に「下野銀行」「矢板銀行」等を営営する上で多くの知識や経験をもたらすことになったことをかいま見ることが出来ます。



共立物産会社改正規則（文書番号 4004）

那須野が原開墾事業について言えば、明治十八年（一八八五）の疏水の完成に関するものを含め、開墾について初めて言及した明治十二年（一八七九）頃から明治二十七年（一八九四）に那須開墾社を解散するまでの文書が、開墾社の出納に関する伝票や儀式の挨拶文等の形で見られます。



疏水通水式への山県有朋祝詞（文書番号 4669）

また、渡辺雲照という真言宗の僧を開山として明治十八年（一八八五）に「雲照寺」という寺を印南丈作たちと共に建立しましたが、そのことに関して、雲照律師らとやり取りした書簡等も有ります。

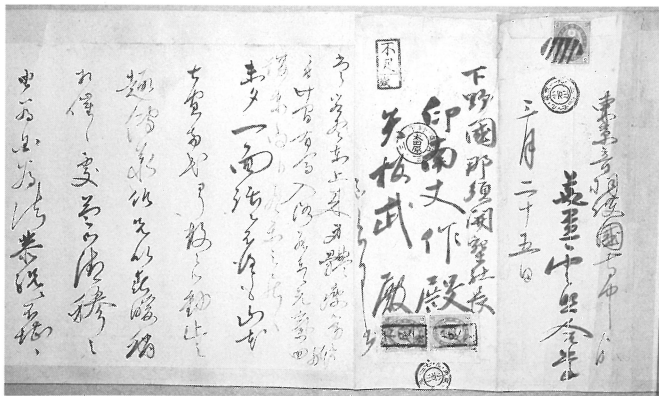
明治維新以後、幕府の保護を失った日光の社寺は荒廃していききましたが、当時上都賀郡選出の県会議員で後に上都賀郡長を務める久野村（現鹿沼市）の安生順四郎を中心に、明治十二年（一八七九）「保見会」が組織されました。矢板武は安生、印南丈作と共に発起委員として参加し、会の設立に関する願書や趣意書などの史料も見る事が出来ます。

明治の元勳と言われる人々の中には那須野が原に別邸を構え、農場を経営した人が多くいましたが、矢板武は多くの頭官と交流があり、それらの人々と相互に交換した書簡や、あるいは軸装した書画などが残っています。

なお矢板家文書には、近世より近代初期にかけて発行された多くの刊本類が含まれ、それらの和本漢籍等の中には、現在ではかなり珍しいと思われるものも少なくありません。

（佐藤 祥庸）

矢板武は地元農産品等の売買と金融を目的として、明治十三年（一八八〇）、矢板村を中心に「共立物産会社」の設立を県に対して願ひ出、認可を受けました。この会社は三年程で解散したようですが、株主名簿や会計上の帳簿類などその時の関係文書が残っていて、後に「下野銀行」「矢板銀行」等を営営する上で多くの知識や経験をもたらすことになったことをかいま見ることが出来ます。



雲照律師よりの書簡（文書番号 4764-2）